

らかである。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

サ 佐藤議員について

(ア) 前記認定事実によれば、佐藤議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受けて事務所に設置していること、平成23年12月に個人で購入したデスクトップパソコンを事務所に設置していること、平成26年7月に購入し、県政報告会等に携帯してプロジェクター接続等に使用するための個人パソコンを所持していること、過去貸与を受けていたものの平成27年秋に破損した本件タブレットの代わりに、親族から譲り受けたタブレットを、外出先での写真撮影等に使用していること、本件タブレットの貸与を受けた際、東日本大震災でパソコン等を失ったため購入した旧タブレットも所持しており、タブレットを2台所持していたこと、私費で購入したデスクトップパソコンを事務所に設置していること、そのため、政務活動に使用しているパソコン等は、議会貸与ノートパソコンを除いて、事務所に設置されている3台のデスクトップパソコン、持ち運び用に使用している1台のパソコン及び1台のタブレットであること、他方、パソコンの使用者は、平成29年秋頃までは、議員本人のほか、政務活動を補助する1名の事務職員及び佐藤議員の弟であったが、現在は、議員本人のほかは1名の事務職員のみであること、以上の事実が認められる。

上記認定事実によれば、佐藤議員は、事務所に3台のデスクトップパソコンを設置しているほか、持ち運び用に1台のパソコン及び1台のタブレットを所持しているのに対し、平成29年秋頃までは3名、その後は2名で政務活動を行っていたことが認められるところ、様々な文書の作成、メールの送受信、インターネットによる情報収集等をするなどして政務活動のためにパソコンを使用するに当たっては、最低限一人当た

り1台のパソコンを必要とすると認めるのが相当であり、また、会派及び議員の政務活動は県政全般に及ぶものであり、その対象、方法等も広範かつ多岐にわたるものであることに照らせば、持ち運び用のパソコン又はタブレットを機能に応じて用途を使い分けて2台所持することも直ちに不合理なものとはいえない。また、佐藤議員は、持ち運び用の本件タブレット及び自宅に設置して使用していた旧タブレットの合計2台のタブレットを所持していた時期があるものの、使用する場所及び機能に応じて2台のタブレットを所持することも直ちに不合理であるとはいえず、旧タブレットは、東日本大震災によってパソコン等を失ったために購入したものであることも踏まえると、破損の可能性もある持ち運び用のタブレットのほかに、これと同期し又はバックアップしている別のタブレットを自宅に保有することも、情報の紛失を防止するという観点からも、合理的なものであるといえる。

そうすると、佐藤議員が、平成29年秋頃までは事務所において合計3名で3台のパソコンを使用しており、その後においてもパソコン等の機能に応じて用途を使い分けることも十分あり得るし、平成25年頃はタブレットを2台使用しており、用途に応じてタブレットを使い分けることも十分あり得ることからすれば、原告において、佐藤議員に係るパソコン等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事実又は2分の1を超えて使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的、外形的事実を立証したものと認めることはできず、その他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、佐藤議員に係る本件支出は、その後に返還した2分の1を超えた部分につき違法なものであると認めることはできない。

(イ) これに対し、原告は、佐藤議員において本件タブレットが破損した後

に改めてタブレットを購入していないことからすれば、本件タブレットは政務活動のために必要ではなかったと主張するものの、前記認定事実によれば、佐藤議員は、本件タブレットが破損した後は、その代替として譲り受けたタブレットを使用していることが認められるのであるから、原告の主張は、その前提を欠くものであり、採用することができない。

(ウ) また、原告は、佐藤議員が事務所においてコピー機1台をリースしており、政務活動費を支出してプリンター1台も購入しているのであるから、平成26年デスクトップパソコン等のうちカラープリンターを使用しているのかどうか疑わしいと主張する。

しかしながら、平成26年デスクトップパソコン等のうちカラープリンターの種類はA3インクジェット複合機であるところ、佐藤議員が所持しているコピー機及びプリンターに係る機能が明らかでない上、プリンターについてもパソコンと同様に、その機能に応じて用途を使い分けることも十分あり得ることからすれば、原告の主張は、前記判断を左右するものとはいえない。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

シ 石川議員について

(ア) 前記認定事実によれば、石川議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、自宅兼事務所に設置している平成25年ノートパソコン等及び自宅に設置している平成26年デスクトップパソコン等の貸与をそれぞれ受け、また、リースで購入したデスクトップパソコンを自宅兼事務所に設置してインターネットに接続せず使用している。そのため、政務活動に使用しているパソコン等は、議会貸与ノートパソコンを除いて自宅兼事務所に2台、自宅に1台あるところ、前記認定事実によれば、3台のパソコンのうち1台については、情報セキュリティの観点からインターネットに接続せずに名簿等のデータ管理のために使用し、2台については、様々

な文書の作成，インターネットによる情報収集，メールの送受信等をするために使用されており，他方，パソコン等の使用者は，議員本人のほか，政務活動を補助する石川議員の妻であることが認められる。

上記認定事実によれば，石川議員は，2名で政務活動を行っており，自宅兼事務所に2台を，自宅に1台のパソコン等をそれぞれ設置し，自宅兼事務所に設置したパソコンのうち1台はインターネットに接続せずに使用していることが認められる。

そうすると，様々な文書の作成，メールの送受信，インターネットによる情報収集等をするなどして政務活動のためにパソコンを使用するに当たっては，各仕事場において一人当たり1台のパソコンを必要とすると認めるのが相当であり，更に情報セキュリティの観点からインターネットに接続しないパソコンを利用することも合理性が認められることからすれば，原告において，石川議員に係るパソコン等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的，外形的事実又は2分の1を超えて使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的，外形的事実を立証したものと認めることはできず，その他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって，石川議員に係る本件支出は，その後に返還した2分の1を超えた部分につき違法なものであると認めることはできない。

(イ) これに対し，原告は，石川議員が平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受ける前に，個人ではパソコンを購入していないことからすれば，議会貸与ノートパソコン以外のパソコンを必要としていなかったといえると主張する。

しかしながら，石川議員が平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受ける前にパソコンを購入したことがないことを認めるに足りる的確な証拠はない上，前記において説示したとおり，会派及び議員の政務活

動は県政全般に及ぶものであり、その対象、方法等も広範かつ多岐にわたるものであることに照らせば、県議会庁舎外でも政務活動を行う必要があるものと認められることからすると、政務活動のためには、議会貸与ノートパソコンの他にもパソコンが必要であることは明らかである。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

ス 喜蔵議員について

(ア) 前記認定事実によれば、喜蔵議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、本件タブレット及び自宅兼事務所に設置している平成26年デスクトップパソコン等の貸与をそれぞれ受けるとともに、私費で購入したデスクトップパソコンを自宅兼事務所に設置しており、そのほか、自宅には喜蔵議員の息子の私物であるパソコンが設置されているものの政務活動には使用されていない。そのため、政務活動に使用しているパソコン等は、議会貸与ノートパソコンを除いて3台あるところ、前記認定事実によれば、本件タブレットについては、外出時に持ち運びをして写真撮影又は簡易なメモの作成等に使用されており、その他の2台については、自宅兼事務所に設置して、様々な文書の作成、メールの送受信、インターネットによる情報収集等をするために使用されており、他方、パソコン等の使用者は、議員本人のほか、政務活動を補助する喜蔵議員の息子であることが認められる。

そうすると、喜蔵議員は、自宅兼事務所において2名で2台のパソコン等を、外出時において本件タブレットをそれぞれ使用して政務活動を行っていることを踏まえると、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集等をするなどして政務活動のためにパソコンを使用するに当たっては、最低限一人当たり1台のパソコンを必要とすると認めるのが相当であり、県政全般に及ぶ政務活動の性質に照らし、外出用に別のタブレットを使用することも合理的なことであることからすれば、原告に

において、喜蔵議員に係るパソコン等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事実又は2分の1を超えて使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的、外形的事実を立証したものと認めることはできず、その他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、喜蔵議員に係る本件支出は、その後に返還した2分の1を超えた部分につき違法なものであると認めることはできない。

(イ) これに対し、原告は、タブレットは一般的に長文の文書の作成には適さないから、本件タブレットを質問原稿等の文書作成のために利用しているとは考えられないと主張するものの、前記イにおいて説示したとおり、原告の主張は、採用することができない。

セ 只野議員について

(ア) 前記認定事実によれば、只野議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、自宅に設置している平成25年ノートパソコン等及び事務所に設置している平成26年デスクトップパソコン等の貸与をそれぞれ受けているため、政務活動に使用しているパソコン等は、議会貸与ノートパソコンを除いて2台あるところ、2台のパソコン等は、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信等をするために使用されており、他方、パソコン等の使用者は、議員本人のほか、政務活動を補助する1名の事務職員及び只野議員の妻であることが認められる。

そうすると、只野議員は、本人、妻及び事務職員の合計3名で、事務所に1台、自宅に1台、それぞれパソコンを設置して政務活動を行っていることを踏まえると、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信等をするなどして政務活動のためにパソコンを使用するに当たっては、各仕事場において最低限一人当たり1台のパソコンを必要とすると認めるのが相当であることからすれば、原告において、

只野議員に係るパソコン等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事実又は2分の1を超えて使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的、外形的事実を立証したものと認めることはできず、その他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、只野議員に係る本件支出は、その後返還した2分の1を超えた部分につき違法なものであると認めることはできない。

(イ) これに対し、原告は、只野議員が平成25年ノートパソコン等及び平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受ける前には個人でパソコンを購入していないから、議会貸与ノートパソコン以外のパソコンを必要とはしていなかったといえと主張する。

しかしながら、只野議員が平成25年ノートパソコン等及び平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受ける前にパソコンを購入したことがないことを認めるに足りる的確な証拠はなく、前記において説示したとおり、会派及び議員の政務活動は県政全般に及ぶものであり、その対象、方法等も広範かつ多岐にわたるものであることに照らせば、県議会庁舎外でも政務活動を行う必要があるものと認められるから、政務活動のために、議会貸与ノートパソコンの他にもパソコンが必要であることは明らかである。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

ソ 菊地議員について

(ア) 前記認定事実によれば、菊地議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受けて事務所に設置し、また、過去貸与を受けていた平成25年ノートパソコン等が破損したことから、菊地議員の自宅での政務活動に大きな支障が生ずるため、妻が購入し個人用に使用していたパソコンを妻から借用し、これを自宅で政務

活動のために使用していることが認められる。さらに、前記認定事実によれば、個人で購入したデスクトップパソコンを事務所に設置しているため、政務活動に使用しているパソコン等は、議会貸与ノートパソコンを除いて3台あるところ、このうち2台のパソコン等は、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信等をするために、もう1台のパソコン等は、様々な文書の作成、写真の整理等に、それぞれ使用されており、他方、パソコン等の使用者は、平成30年4月までは、議員本人のほか、政務活動を補助する2名の事務職員であったが、現在は、議員本人のほかは1名の事務職員のみであることが認められる。

そうすると、菊地議員は、平成30年4月までは、議員本人及び事務職員2名の合計3名で、平成30年4月以降は、議員本人及び事務職員1名の合計2名で、事務所に2台、自宅に1台、それぞれパソコン等を設置して政務活動を行っていることを踏まえると、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信等をするなどして政務活動のためにパソコンを使用するに当たっては、各仕事場において最低限一人当たり1台のパソコンを必要とすると認めるのが相当であることからすれば、原告において、菊地議員に係るパソコン等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事実又は2分の1を超えて使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的、外形的事実を立証したものと認めることはできず、その他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、菊地議員に係る本件支出は、その後返還した2分の1を超えた部分につき違法なものであると認めることはできない。

(イ) これに対し、原告は、菊地議員において平成29年7月に平成25年ノートパソコン等が破損した後、家族個人所有のパソコンを使用しているところ、家族個人所有のパソコンが使用可能であったのであるから、

そもそも平成25年ノートパソコン等は不要であったと主張する。

しかしながら、上記にいう家族個人所有のパソコンとは、菊地議員の妻が個人用に使用していたものであり、菊地議員が自宅で行う政務活動に大きな支障が生じてしまうため、やむなく妻から借用したものであるから、原告の主張は、平成25年ノートパソコンの必要性を左右するものとはいえない。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

タ 伸二議員について

(ア) 前記認定事実によれば、伸二議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、平成25年ノートパソコン等の貸与を受けて自宅に設置し、また、過去貸与を受けていたものの不具合が生じた平成26年デスクトップパソコン等の代わりに、個人で購入したノートパソコンを事務所に設置するとともに、更に個人で購入した別のノートパソコンを事務所に設置しているため、政務活動に使用しているパソコン等は、議会貸与ノートパソコンを除いて3台あるところ、3台のパソコン等は、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信等をするために使用されており、他方、パソコン等の使用者は、議員本人のほか、政務活動を補助する1名の事務職員であることが認められる。

そうすると、伸二議員は、議員本人及び事務職員の合計2名で、事務所に2台、自宅に1台、それぞれパソコン等を設置して政務活動を行っていることを踏まえると、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信等をするなどして政務活動のためにパソコンを使用するに当たっては、各仕事場において最低限一人当たり1台のパソコンを必要とすると認めるのが相当であることからすれば、原告において、伸二議員に係るパソコン等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事実又は2分の1を超え

て使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的、外形的事実を立証したものと認めることはできず、その他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、伸二議員に係る本件支出は、その後に返還した2分の1を超えた部分につき違法なものであると認めることはできない。

- (イ) これに対し、原告は、伸二議員が平成26年デスクトップパソコン等に不具合が生じた後に改めてパソコンを購入していないことからすると、平成26年デスクトップパソコン等は政務活動のために必要ではなかったと主張するものの、前記認定事実によれば、伸二議員は、平成26年ノートパソコン等の破損後には、その代替としてパソコンを購入しているから、原告の主張は、その前提を欠くものであり、採用することができない。

チ 細川議員について

- (ア) 前記認定事実によれば、細川議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、事務所閉鎖まで事務所に設置してその後自宅に移設した平成25年ノートパソコン等の貸与を受け、また、過去貸与を受けていた平成26年デスクトップパソコン等は、事務所の閉鎖に伴い補助参加人に返還するとともに、事務所に設置していたリースのデスクトップパソコンを自宅に移設しているため、政務活動に使用しているパソコン等は、議会貸与ノートパソコンを除いて2台あるところ、2台のパソコン等は、自宅に設置して、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信等をするために使用されており、他方、事務所閉鎖前は、議員本人のほか、政務活動を補助する2名の事務職員がパソコンを使用していたが、現在はパソコン等を使用して政務活動を補助する事務職員及び親族はいないことが認められる。

そうすると、細川議員は、事務所閉鎖前においては、議員本人及び事

務職員の合計3名で、事務所に3台のパソコン等を設置して政務活動を行っていたのであり、その後は2台のパソコン等を自宅に設置して政務活動を行っていることを踏まえると、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信等をするなどして政務活動のためにパソコンを使用するに当たっては、最低限一人当たり1台のパソコンを必要とすると認めるのが相当であり、また、事務所閉鎖後にあっても自宅で過去使用していた2台のパソコンを機能に応じて使い分けることも、政務活動が多岐にわたることに照らせば、直ちに不合理であるということとはできないことからすれば、原告において、細川議員に係るパソコン等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事実又は2分の1を超えて使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的、外形的事実を立証したものと認めることはできず、その他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、細川議員に係る本件支出は、その後に返還した2分の1を超えた部分につき違法なものであると認めることはできない。

(イ) これに対し、原告は、そもそも議会貸与ノートパソコンだけでも細川議員の政務活動における用途を満たすことができるから、平成25年ノートパソコン等及び平成26年デスクトップパソコン等は必要ないと主張するものの、前記において繰り返し説示するとおり、会派及び議員の政務活動の性質に鑑みれば、政務活動のために議会貸与ノートパソコンの他にもパソコンが必要であることは明らかであって、原告の主張は、採用することができない。

ツ 村上議員について

(ア) 前記認定事実によれば、村上議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、事務所に設置している平成25年ノートパソコン等及び平成26年デスク

ラトップパソコン等の貸与をそれぞれ受けるとともに、個人で購入したデスクトップパソコンを事務所及び自宅に各1台設置し、また、外出用のモバイルノートパソコンを所持していることから、政務活動に使用しているパソコン等は、議会貸与ノートパソコンを除いて5台あるところ、5台のパソコン等は、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集等をするために使用されており、他方、パソコン等の使用者は、議員本人のほか、政務活動を補助する1名の事務職員及び村上議員の妻であることが認められる。

そうすると、村上議員は、事務所に3台、自宅に1台、それぞれパソコンを設置するとともに、携帯用に1台のパソコンを所持し、村上議員、妻及び事務職員の合計3名で政務活動を行っていることを踏まえると、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集等をするなどして政務活動のためにパソコンを使用するに当たっては、各仕事場において最低限一人当たり1台のパソコンを必要とすると認めるのが相当であり、また、その他に持ち運び用のパソコンを所持することも、政務活動を行う場所が多岐にわたることに照らせば、合理的であることからすれば、原告において、村上議員に係るパソコン等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事実又は2分の1を超えて使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的、外形的事実を立証したものと認めることはできず、その他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、村上議員に係る本件支出は、その後に返還した2分の1を超えた部分につき違法なものであると認めることはできない。

(イ) これに対し、原告は、平成25年ノートパソコン等につき、そのサイズ及び重さに照らし、一般に持ち運びには向いていないから、村上議員がこれを持ち運んで使用しているとは認められないと主張する。

しかしながら、前記認定事実によれば、村上議員は、平成25年ノートパソコン等を主として事務所に設置していることからすれば、原告の主張は、その前提を欠くものである。原告の主張を前提としたとしても、ノートパソコンの形状からすれば、持ち運びが不可能であるとはいえず、政務活動に有用であることに照らすと、ノートパソコンのサイズ及び重さのみによっては、村上議員がこれを持ち運んで使用することを否定するに足りないというべきである。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

テ 幸士議員について

(ア) 前記認定事実によれば、幸士議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、自宅兼事務所に設置し又は持ち運んで使用することもある平成25年ノートパソコン等及び事務所に設置しているものの不具合が生じている平成26年デスクトップパソコン等の貸与をそれぞれ受けており、また、自宅及び事務所にそれぞれ1台ずつ個人パソコンを設置していたものの、自宅の個人パソコンには不具合が生じ使用できないため、政務活動に使用しているパソコン等は、議会貸与ノートパソコン及び不具合が生じているパソコンを除き、2台あるところ、自宅兼事務所に設置する1台については、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信等をするために使用され、事務所に設置する1台については、平成30年2月までは情報セキュリティの観点からインターネットに接続せずに名簿の管理等に使用されており、他方、パソコン等の使用者は、議員本人のほか、政務活動を補助する幸士議員の妻であることが認められる。

そうすると、幸士議員は、自宅兼事務所に1台、事務所に1台、それぞれパソコン等を設置して、幸士議員及び妻の合計2名で政務活動を行っていることを踏まえると、様々な文書の作成、インターネットによる

情報収集、メールの送受信等をするなどして政務活動のためにパソコンを使用するに当たっては、各仕事場において最低限一人当たり1台のパソコンを必要とすると認めるのが相当であることからすれば、原告において、幸士議員に係るパソコン等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事実又は2分の1を超えて使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的、外形的事実を立証したものと認めることはできず、その他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、幸士議員に係る本件支出は、その後返還した2分の1を超えた部分につき違法なものであると認めることはできない。

(イ) これに対し、原告は、平成25年ノートパソコン等につき、そのサイズ及び重さに照らし、一般に持ち運びに向いていないから、幸士議員がこれを持ち運んで使用しているとは認められないと主張する。

しかしながら、平成25年ノートパソコン等については、上記のとおり、幸士議員が自宅兼事務所に設置して政務活動のために、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信等をするために使用されていることからすれば、原告の主張は、前記判断を左右するものではない。原告の主張を前提としたとしても、ノートパソコンの形状からすれば、持ち運びが不可能であるとはいえず、政務活動に有用であることに照らすと、ノートパソコンのサイズ及び重さのみによって、幸士議員がこれを持ち運んで使用していることを否定するに足りないといふべきである。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

(ウ) また、原告は、幸士議員が平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受ける前にはインターネットに接続せず使用していたパソコン以外には、個人でパソコンを購入していないから、平成26年デスクトップ

パソコン等を必要としていなかったといえると主張する。

しかしながら、幸士議員が平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受ける前に他にパソコンを購入したことがないことを認めるに足りる確な証拠はなく、前記において説示したとおり、会派及び議員の政務活動は県政全般に及ぶものであり、その対象、方法等も広範かつ多岐にわたるものであることに照らせば、県議会庁舎外でも政務活動を行う必要があるものと認められることからすると、政務活動のために、議会貸与ノートパソコンの他にも、インターネットに接続して使用等するパソコンが必要であることは明らかである。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

ト 敦議員について

(ア) 前記認定事実によれば、敦議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、本件タブレット及び事務所に設置している平成26年デスクトップパソコン等の貸与をそれぞれ受けており、また、平成27年3月頃に個人で購入したノートパソコンを自宅に1台設置して使用しているため、政務活動に使用しているパソコン等は、議会貸与ノートパソコンを除き、本件タブレットを含め、3台あるところ、自宅及び事務所に各1台設置しているパソコンについては、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信等に使用し、本件タブレットについては、持ち運んで写真の撮影、メモの作成、インターネットによる情報収集等のために使用しており、他方、パソコン等の使用者は、議員本人のほか、政務活動を補助する敦議員の母であることが認められる。

したがって、敦議員は、自宅及び事務所に各1台のパソコン等を使用するとともに、持ち運び用に本件タブレットを使用して、母と共に2名で政務活動を行っていることを踏まえると、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信等をするなどして政務活動の

ためにパソコンを使用するに当たっては、各仕事場において最低限一人当たり1台のパソコンを必要とすると認めるのが相当であり、その他に持ち運び用のパソコンを所持することも、政務活動を行う場所が多岐にわたることに照らせば、合理的であることからすれば、原告において、教議員に係るパソコン等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事実又は2分の1を超えて使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的、外形的事実を立証したものと認めることはできず、その他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、教議員に係る本件支出は、その後返還した2分の1を超えた部分につき違法なものであると認めることはできない。

(イ) これに対し、原告は、タブレットをインターネットによる情報収集等に用いるのであれば、携帯電話でも代用できるから、本件タブレットは不要であると主張するものの、前記エ(ウ)において説示したとおり、原告の主張は、採用することができない。

(ウ) また、原告は、教議員が平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受ける前には事務所に設置するパソコンを個人で購入していないから、事務所ではパソコンを必要としていなかったといえると主張する。

しかしながら、教議員が平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受ける前に事務所に設置するパソコンを一度も購入したことがないことを認めるに足りる的確証拠はなく、前記において繰り返し説示するとおり、会派及び議員の政務活動の性質に鑑みれば、政務活動のために議会貸与ノートパソコンの他にもパソコンが必要であることは明らかであって、原告の主張は、採用することができない。

ナ 守屋議員について

(ア) 前記認定事実によれば、守屋議員は、平成27年11月以降、議会貸

与ノートパソコンのほか、平成29年7月に事務所を開設したことに伴って自宅から事務所に移設した平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受け、また、自宅又は外出先で私費で購入したパソコンを使用しているため、政務活動に使用しているパソコン等は、議会貸与ノートパソコンを除いて2台あるところ、2台のパソコン等は、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集等をするために使用されており、他方、平成29年秋頃までは守屋議員の息子の妻が政務活動を補助していたものの、現在は、パソコン等を使用して政務活動を補助する事務職員及び親族はいないことが認められる。

そうすると、守屋議員は、事務所に1台、自宅に1台、それぞれパソコンを設置し、自宅の1台は持ち運び用にも使用していることを踏まえ、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集等をするなどして政務活動のためにパソコンを使用するに当たっては、各仕事場において最低限一人当たり1台のパソコンを必要とすると認めるのが相当であることからすれば、原告において、守屋議員に係るパソコン等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事実又は2分の1を超えて使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的、外形的事実を立証したものと認めることはできず、その他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、守屋議員に係る本件支出は、その後に返還した2分の1を超えた部分につき違法なものであると認めることはできない。

(イ) これに対し、原告は、議会貸与パソコンだけでも守屋議員の政務活動における用途を満たすことができるから、平成26年デスクトップパソコン等は必要ないと主張するものの、前記において繰り返し説示するとおり、会派及び議員の政務活動の性質に鑑みれば、政務活動のために議会貸与ノートパソコンの他にもパソコンが必要であることは明らかであ

って、原告の主張は、採用することができない。

二 賢司議員について

(ア) 前記認定事実によれば、賢司議員は、平成27年11月以降、議会貸与ノートパソコンのほか、平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受けて事務所に設置し、また、自宅、事務所又は出張先で使用するモバイルノートパソコン及び事務所に設置しているノートパソコンを個人で所持しているため、政務活動に使用しているパソコン等は、議会貸与ノートパソコンを除いて3台あるところ、3台のパソコン等は、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集等をするために使用されており、他方、パソコン等の使用者は、議員本人のほか、政務活動を補助する1名の事務職員及び賢司議員の妻であることが認められる。

そうすると、賢司議員は、議員本人、妻及び事務職員の合計3名で、事務所に2台、自宅、事務所又は出張先で使用する1台のパソコン等を使用して政務活動を行っていることを踏まえると、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集等をするなどして政務活動のためにパソコンを使用するに当たっては、各仕事場において最低限一人当たり1台のパソコンを必要とすると認めるのが相当であり、その他に持ち運び用のパソコンを所持することも、政務活動を行う場所が多岐にわたることに照らせば、合理的であることからすれば、原告において、賢司議員に係るパソコン等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事実又は2分の1を超えて使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的、外形的事実を立証したものと認めることはできず、その他にこれを認めるに足り的確な証拠はない。

したがって、賢司議員に係る本件支出は、その後に返還した2分の1を超えた部分につき違法なものであると認めることはできない。

(イ) これに対し、原告は、賢司議員が個人で購入したパソコンを2台所持しているのであるから、これらを活用すれば平成26年デスクトップパソコン等は不要であると主張するものの、前記認定事実によれば、賢司議員は、事務所において3名で2台のパソコン等を使用しているほか、その他の1台については賢司議員自身が自宅又は出張先で使用していることが認められることからすれば、政務活動において各パソコンを使用する必要性が認められることは、上記において説示したとおりである。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

ヌ 横山議員について

(ア) 前記認定事実によれば、横山議員は、平成27年11月以降、議会貸与ノートパソコンのほか、本件タブレット及び事務所に設置している平成26年デスクトップパソコン等の貸与をそれぞれ受け、また、自宅及び事務所にそれぞれ1台ずつ私費で購入したパソコンを設置しており、政務活動に使用しているパソコン等は、議会貸与ノートパソコンを除き、本件タブレット、事務所に設置している2台のパソコン及び自宅に設置している1台のパソコンであるところ、本件タブレットは外出時に携帯して写真撮影、インターネットによる情報収集等に使用されていること、事務所に設置している2台のパソコンのうち1台は、情報セキュリティの観点からインターネットに接続せずに個人情報等の管理のために使用されていること、もう1台は、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信等をするために使用されていること、自宅に設置している1台のパソコンは、文書等の作成に使用されていること、他方、パソコン等の使用者は、議員本人のほか、政務活動を補助する1名の事務職員及び横山議員の妻であること、以上の事実が認められる。

そうすると、横山議員は、議員本人、妻及び事務職員の合計3名で、持ち運び用の本件タブレット1台のほか、事務所に2台、自宅に1台、

それぞれパソコン等を設置して政務活動を行っていることを踏まえると、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集等をするなどして政務活動のためにパソコンを使用するに当たっては、各仕事場において最低限一人当たり1台のパソコンを必要とすると認めるのが相当であり、その他に持ち運び用のパソコンを所持することも、政務活動を行う場所が多岐にわたることに照らせば、合理的であることからすれば、原告において、横山議員に係るパソコン等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事実又は2分の1を超えて使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的、外形的事実を立証したものと認めることはできず、その他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、横山議員に係る本件支出は、その後に返還した2分の1を超えた部分につき違法なものであると認めることはできない。

(イ) これに対し、原告は、横山議員が個人で購入したパソコンを2台所持しており、これらを活用すれば平成26年デスクトップパソコン等は不要であると主張するものの、前記認定事実によれば、横山議員は、持ち運び用として本件タブレットを使用するほか、事務所に設置している2台のパソコン及び自宅に設置している1台のパソコン等を使用して、合計3名で政務活動を行っていることが認められることからすれば、政務活動において各パソコンを使用する必要性が認められることは、上記において説示したとおりである。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

ネ 勝幸議員について

(ア) 前記認定事実によれば、勝幸議員は、平成27年11月以降、議会貸与ノートパソコンのほか、本件タブレット及び自宅に設置している平成26年デスクトップパソコン等の貸与をそれぞれ受け、また、モバイル

ノートパソコン及び事務所に設置しているノートパソコンを所持しており、政務活動に使用しているパソコン等は、議会貸与ノートパソコンを除いて4台あるところ、4台のパソコンは、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信等をするために使用されており、他方、パソコンの使用者は、平成30年以降は、議員本人のほか、政務活動を補助する3名の事務職員及び勝幸議員の妻であるが、平成30年までは、事務職員は2名であったことが認められる。

そうすると、勝幸議員は、平成30年までは合計4名で、平成30年以降は合計5名で、事務職員の持ち運び用の本件タブレット、勝幸議員の持ち運び用のモバイルノートパソコンのほか、自宅に1台、事務所に1台、それぞれ設置されたパソコン等を使用して政務活動を行っていることを踏まえると、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集等をするなどして政務活動のためにパソコンを使用するに当たっては、各仕事場において最低限一人当たり1台のパソコンを必要とすると認めるのが相当であり、その他に持ち運び用のパソコンを所持することも、政務活動を行う場所が多岐にわたることに照らせば、合理的であることからすれば、原告において、勝幸議員に係るパソコン等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事実又は2分の1を超えて使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的、外形的事実を立証したものと認めることはできず、その他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、勝幸議員に係る本件支出は、その後に返還した2分の1を超えた部分につき違法なものであると認めることはできない。

(イ) これに対し、原告は、タブレットをインターネットによる情報収集及びメールの送受信に用いるのみであれば、携帯電話でも代用できるから、本件タブレットは不要であると主張する。

しかしながら、県議の政務活動においては、適時に正確かつ詳細な情報入手することが必要であると認められるところ、インターネットによって詳細な情報収集を行うという観点からすれば、一般に携帯電話よりも大きな画面及び多様な機能を有するタブレットの方がより適していることは明らかであるから、携帯電話があれば直ちにタブレットが不要であるということとはできない。

したがって、原告の主張は採用することができない。

(ウ) また、原告は、勝幸議員が個人で購入したパソコンを2台所持しているものであるから、これらを活用すれば平成26年デスクトップパソコン等は不要であると主張する。しかしながら、前記認定事実によれば、勝幸議員は、事務職員の持ち運び用の本件タブレット、勝幸議員の持ち運び用のモバイルノートパソコンのほか、自宅に1台、事務所に1台、それぞれ設置されたパソコン等を使用して、合計4名ないし5名で政務活動を行っていることが認められることからすると、政務活動において各パソコンを使用する必要性が認められることは、上記において説示したとおりである。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

ノ 遠藤議員について

(ア) 前記認定事実によれば、遠藤議員は、平成27年11月以降、議会貸与ノートパソコンのほか、本件タブレット及び事務所に設置している平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受け、また、事務所に設置しているデスクトップパソコン及び自宅に設置しているノートパソコンを所持しているため、政務活動に使用しているパソコン等は、議会貸与ノートパソコンを除いて4台あるところ、4台のパソコンは、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信等をするために使用されており、他方、パソコン等の使用者は、議員本人のほか、平

成30年以降は政務活動を補助する2名の事務職員及び遠藤議員の妻であり、平成30年までは事務職員は1名であったことが認められる。

そうすると、遠藤議員は、平成30年までは合計3名で、平成30年以降は合計4名で、遠藤議員の持ち運び用の本件タブレットのほか、自宅に1台、事務所に2台、それぞれ設置されたパソコン等を使用して政務活動を行っていることを踏まえると、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信等をするなどして政務活動のためにパソコンを使用するに当たっては、各仕事場において最低限一人当たり1台のパソコンを必要とすると認めるのが相当であり、その他に持ち運び用のパソコンを所持することも、政務活動を行う場所が多岐にわたることに照らせば、合理的であることからすれば、原告において、遠藤議員に係るパソコン等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事実又は2分の1を超えて使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的、外形的事実を立証したものと認めることはできず、その他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、遠藤議員に係る本件支出は、その後返還した2分の1を超えた部分につき違法なものであると認めることはできない。

(イ) これに対し、原告は、タブレットは、一般的に長文の文書の作成には適さないから、遠藤議員は、本件タブレットを有効に利用していないと主張するものの、前記イ(エ)において説示したとおり、原告の主張は採用することができない。

ハ 深谷議員について

(ア) 前記認定事実によれば、深谷議員は、平成27年11月以降、議会貸与ノートパソコンのほか、本件タブレット及び平成29年12月に事務所から自宅に移設した平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受け、

また、リースで購入し事務所に設置しているデスクトップパソコンを所持しているため、政務活動に使用しているパソコン等は、自宅又は外出先でインターネットによる情報収集等をするために使用するタブレットのほか、議会貸与ノートパソコンを除いて2台あるところ、2台のパソコンは、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信等をするために使用されており、他方、パソコン等の使用者は、平成30年3月までは、議員本人のほか、政務活動を補助する1名の事務職員及び深谷議員の妻であったが、同事務職員は同月退職したことが認められる。

そうすると、深谷議員は、平成30年3月までは3名で、平成30年3月以降は2名で、事務所に1台、自宅に1台、それぞれパソコンを設置するほか、自宅用又は持ち運び用の本件タブレットを使用して政務活動を行っていることを踏まえると、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信等をするなどして政務活動のためにパソコンを使用するに当たっては、各仕事場において最低限一人当たり1台のパソコンを必要とすると認めるのが相当であり、その他に持ち運び用のパソコンを所持することも、政務活動を行う場所が多岐にわたることに照らせば、合理的であることからすれば、原告において、深谷議員に係るパソコン等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事実又は2分の1を超えて使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的、外形的事実を立証したものと認めることはできず、その他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、深谷議員に係る本件支出は、その後に返還した2分の1を超えた部分につき違法なものであると認めることはできない。

(イ) これに対し、原告は、タブレットをインターネットによる情報収集に

用いるのみであれば、携帯電話でも代用できるから、本件タブレットは不要であると主張する。

しかしながら、県議の政務活動においては、適時に正確かつ詳細な情報を入手することが必要であると認められるところ、インターネットによって詳細な情報収集を行うという観点からすれば、一般に携帯電話よりも大きな画面及び多様な機能を有するタブレットの方がより適していることは明らかであるから、携帯電話があれば直ちにタブレットが不要であるということとはできない。

したがって、原告の主張は採用することができない。

(ウ) また、原告は、深谷議員が個人で購入したパソコンを2台所持していることからすれば、これらを活用すれば平成26年デスクトップパソコン等は不要であると主張する。しかしながら、前記認定事実によれば、深谷議員は、事務所に1台、自宅に1台の各パソコン及び自宅用又は持ち運び用の本件タブレットを使用して、平成30年3月までは3名で、平成30年3月以降は2名で、政務活動を行っていることが認められることからすると、政務活動において各パソコンを使用する必要性が認められることは、上記において説示したとおりである。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

ヒ 庄田議員について

(ア) 前記認定事実によれば、庄田議員は、平成27年11月以降、議会貸与ノートパソコンのほか、自宅に設置している平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受け、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集等に使用していること、庄田議員は、議員になる前に購入して事務所に設置しているノートパソコン2台及び個人で政務活動費を支出して購入した外出先で使用する個人パソコン1台を所持していること、当該ノートパソコン2台については、1台は政務活動用として、もう1台

は後援会活動用として使い分けており、パソコン1台については、外出先等に携帯して外出先での政務活動のため使用していること、そのため、政務活動に使用しているパソコン等は、議会貸与ノートパソコンを除いて4台あり、他方、パソコン等の使用者は、議員本人のほか、政務活動を補助する1名の事務職員であること、以上の事実が認められる。

そうすると、庄田議員は、議員本人と事務職員の合計2名で、事務所において政務活動用と後援会活動用の1台ずつ設置し、自宅において1台のパソコン及び外出用のパソコンを使用して政務活動を行っていることを踏まえると、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集等をするなどして政務活動のためにパソコンを使用するに当たっては、各仕事場において最低限一人当たり1台のパソコンを必要とすると認めるのが相当であり、その他に持ち運び用のパソコンを所持することも、政務活動を行う場所が多岐にわたることに照らせば、合理的であることからすれば、原告において、庄田議員に係るパソコン等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事実又は2分の1を超えて使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的、外形的事実を立証したものと認めることはできず、その他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、庄田議員に係る本件支出は、その後返還した2分の1を超えた部分につき違法なものであると認めることはできない。

(イ) これに対し、原告は、庄田議員がパソコンを3台所有しているのであるから、更に平成26年デスクトップパソコン等を必要とするものではないと主張する。しかしながら、前記認定事実によれば、庄田議員は、事務所に政務活動用と後援会活動用の1台ずつのパソコン、自宅に1台のパソコン及び外出用のパソコンをそれぞれ使用して、議員本人と事務職員の2名で政務活動を行っていることが認められることからすれば、

政務活動において各パソコンを使用する必要性が認められることは、上記において説示したとおりである。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

フ 中島議員について

(ア) 前記認定事実によれば、中島議員は、議会貸与パソコンの貸与を受けたほか、自宅及び事務所にそれぞれ1台ずつ個人私費パソコンを設置しており、過去本件タブレットの貸与を受けたものの本件タブレットは破損し、平成26年デスクトップパソコン等の貸与も受けたものの、補助参加人の退会に伴ってこれを返還したことから、政務活動に使用しているパソコン等は、議会貸与ノートパソコンを除いて2台あり、他方、パソコン等の使用者は、議員本人のほか、政務活動を補助する1名の事務職員であることが認められる。

そうすると、中島議員は、議員本人と事務職員の合計2名で、事務所及び自宅に各1台パソコンを設置して政務活動を行っていることを踏まえると、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集等をするなどして政務活動のためにパソコンを使用するに当たっては、各仕事場において最低限一人当たり1台のパソコンを必要とすると認めるのが相当であることからすれば、原告において、中島議員に係るパソコン等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事実又は2分の1を超えて使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的、外形的事実を立証したものと認めることはできず、その他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、中島議員に係る本件支出は、その後に返還した2分の1を超えた部分につき違法なものであると認めることはできない。

(イ) これに対し、原告は、中島議員において本件タブレットが平成28年

2月に破損した後もこれを修理したり又は改めて購入したりしておらず、また、平成26年デスクトップパソコン等を補助参加人に返還した後、デスクトップパソコンを購入していないから、本件タブレット及び平成26年デスクトップパソコン等は政務活動のために必要ではなかったと主張する。しかしながら、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集等をするなどして政務活動のためにパソコンを使用するに当たっては、各仕事場において最低限一人当たり1台のパソコンを必要とするに認めるのが相当であり、前記認定事実によれば、中島議員は、議員本人と事務職員の合計2名で政務活動を行っていることを踏まえると、本件タブレット及び平成26年デスクトップパソコン等についても、中島議員及び事務職員が政務活動をするに当たり必要であったと認めるのが相当である。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

へ 和喜議員について

前記認定事実によれば、和喜議員は、議会貸与ノートパソコンの貸与を受けており、過去貸与を受けていた本件タブレット及び平成26年デスクトップパソコン等は補助参加人に返還しているから、現在政務活動に使用しているパソコン等は、議会貸与ノートパソコンを除いて存在せず、パソコンを使用して政務活動を補助する事務職員及び親族はいないことが認められる。

上記認定事実によれば、和喜議員は、本件タブレットについては持ち運び用として、平成26年デスクトップパソコンについては事務所用として、それぞれ政務活動に使用していたものと推認するのが相当であり、これを覆すに足りる的確な証拠はない。

そうすると、原告において、和喜議員に係るパソコン等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事

実又は2分の1を超えて使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的、外形的事実を立証したものと認めることはできず、その他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、議員に係る本件支出は、その後返還した2分の1を超えた部分につき違法なものであると認めることはできない。

ホ 齋藤議員について

(ア) 前記認定事実によれば、齋藤議員は、議会貸与ノートパソコンの貸与を受けており、補助参加人に所属する前に個人の政務活動費を支出して購入した個人パソコン2台を事務所に設置していることから、政務活動に使用しているパソコン等は、議会貸与ノートパソコンを除いて2台あるところ、パソコン等の使用者は、議員本人のほか、政務活動を補助する3名の事務職員及び1名の親族であることが認められる。

そうすると、齋藤議員は、議員本人、事務職員及び親族の合計5名で、事務所に設置する2台のパソコン等を使用して政務活動を行っていることを踏まえると、政務活動のためにパソコンを使用するに当たっては、最低限一人当たり1台のパソコンを必要とすると認めるのが相当であることからすれば、原告において、齋藤議員に係るパソコン等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事実又は2分の1を超えて使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的、外形的事実を立証したものと認めることはできず、その他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、齋藤議員に係る本件支出は、その後返還した2分の1を超えた部分につき違法なものであると認めることはできない。

(イ) これに対し、原告は、齋藤議員は議会貸与ノートパソコンを会派控室に設置しているのみであるから、議会貸与パソコンを有効に活用すれば、平成25年ノートパソコン等及び平成26年デスクトップパソコン等は

不要であると主張する。しかしながら、前記認定事実によれば、齋藤議員は、会派所属前に購入した個人パソコンを事務所に2台設置して、現にこれらを使用していることが認められることからすれば、原告の主張は、県議が政務活動を行うに当たり議会貸与ノートパソコン以外のパソコンを複数台使用する必要性を左右するものではない。

したがって、原告の主張は、その前提を欠くものであり、採用することができない。

マ 宗也議員について

前記認定事実によれば、宗也議員は、平成29年5月以降、議会貸与ノートパソコンのほか、平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受けて事務所に設置していること、過去本件タブレットの貸与を受けたものの当初から不具合が生じていたため、事情を説明してこれを廃棄したこと、また、個人で政務活動費を支出して購入した持ち運び用のモバイルノートパソコン及び自宅用のノートパソコンの2台を所持していること、そのため、政務活動に使用しているパソコン等は、議会貸与ノートパソコンを除いて3台あり、他方、パソコンの使用者は、議員本人のほか、政務活動を補助する宗也議員の妻であること、以上の事実が認められる。

そうすると、宗也議員は、議員本人及び妻の合計2名で、自宅に設置しているパソコン、事務所に設置している平成26年デスクトップパソコン等及び本件タブレットを使用して政務活動を行っていることを踏まえると、政務活動のためにパソコンを使用するに当たっては、各仕事場において最低限一人当たり1台のパソコンを必要とすると認めるのが相当であり、その他に持ち運び用のパソコンを所持することも、政務活動を行う場所が多岐にわたることに照らせば、合理的であることからすれば、原告において、宗也議員に係るパソコン等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事実又は2分の1を超え

て使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的、外形的事実を立証したものと認めることはできず、その他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、宗也議員に係る本件支出は、その後に返還した2分の1を超えた部分につき違法なものであると認めることはできない。

ミ 前職議員について

前記認定事実によれば、前職議員のうち一部の者は、平成25年ノートパソコン等の貸与を受けたものの、いずれも破損しており、その後、一部の者が本件タブレットの貸与を受け、前職議員全員が平成26年デスクトップパソコン等の貸与をそれぞれ受けたものの、いずれも補助参加人に対し返還されていることが認められる。

そうすると、上記において繰り返し説示するとおり、前職議員が政務活動のためにパソコンを使用するに当たっては、最低限一人当たり1台のパソコンを必要とすると認めるのが相当であり、その他に持ち運び用のパソコンを所持することも、政務活動を行う場所が多岐にわたることに照らせば、合理的であることからすれば、前職議員に係る平成25年ノートパソコン等がいずれも破損し、本件タブレット及び平成26年デスクトップパソコン等がいずれも返還されている事情を併せて考慮すると、原告において、前職議員に係るパソコン等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事実又は2分の1を超えて使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的、外形的事実を立証したものと認めることはできず、その他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、前職議員に係る本件支出は、その後に返還した2分の1を超えた部分につき違法なものであると認めることはできない。

これに対し、原告は、前職議員らは平成25年ノートパソコン等の破損

後再購入しておらず、平成26年デスクトップパソコン等を利用するまで個人パソコン及び個人私費パソコンを購入していなかったのであるから、そもそも政務活動において議会貸与ノートパソコン以外のパソコンは必要なかったと主張する。しかしながら、前記において繰り返し説示するとおり、会派及び議員の政務活動の性質に鑑みれば、政務活動のために議会貸与ノートパソコンの他にもパソコンが必要であることは明らかであって、原告の主張は、採用することができない。

ム 会派役員室設置のパソコンについて

前記認定事実によれば、会派役員室には、会長、幹事長、政調会長及び事務局長の合計4名の役員が使用する席があり、役員控室に設置されている平成26年デスクトップパソコン等4セットは、各会派役員が役員室内で政務活動をするために使用されていることが認められる。

そうすると、会派役員4名において各1台ずつパソコンを使用していることが認められることからすれば、その他の仕事場と同様に、会派役員室においても政務活動のためにパソコンを使用するに当たっては、最低限一人当たり1台のパソコンを必要とすると認めるのが相当であることからすれば、原告において、会派役員室に係るパソコン等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事実又は2分の1を超えて使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的、外形的事実を立証したものと認めることはできず、その他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、会派役員室に係る本件支出は、その後に返還した2分の1を超えた部分につき違法なものであると認めることはできない。

メ 小括

その他に、原告、被告及び補助参加人提出に係る準備書面の各主張並びに証拠を改めて十分考慮しても、上記判断を左右するに至らない。

以上によれば、返還済みパソコン等につき、原告において、返還済みパソコン等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事実又は2分の1を超えて使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的、外形的事実を立証したものと認めることはできず、その他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、返還済みパソコン等に係る本件支出は、その後に返還した2分の1を超えた部分につき違法なものであると認めることはできない。

(2) 会派控室パソコン等について

ア 前記2において説示したとおり、本件パソコン等については、汎用品という性質上、一般的、外形的事実から、少なくとも、政務活動に係る事務の遂行にも使用されているものと推認することができ、その按分割合を明確にできない場合に当たることからすると、会派控室パソコン等については、被告において、政務活動に係る事務の遂行に全て使用されていること又は政務活動に係る事務の遂行に2分の1を超えて使用された部分を主張する場合にはその按分割合を立証したと認められない限り、少なくとも本件支出の合計額の2分の1を超えて政務活動費から支出した部分は違法であるというべきである。

イ 前記認定事実によれば、会派控室には、平成25年デスクトップパソコン等1台、本件タブレット1台及び平成28年デスクトップパソコン等(パソコンの台数は2台である。)が設置されているところ、①平成25年デスクトップパソコン等1セットは、会派での様々な会議の記録の作成、会派や会派所属議員の各種広報活動、その他様々な調査活動における書面の作成、写真の編集・管理、印刷等に使用され、②本件タブレットは、議員や事務職員が主として外出先で使用し又は会派のホームページの更新等に使用され、③平成28年デスクトップパソコン等は、会派で雇用している事

務職員によって政務活動の補助業務のために使用されていることが認められる。

もっとも、前記2において説示したとおり、会派控室パソコンについても、他のパソコンと同様に、汎用品という性質上、少なくとも一部については、政務活動に係る事務の遂行にも使用されているものと推認することができ、被告において、その按分割合を明確にするに足りる的確な証拠を提出していないことからすれば、会派控室パソコン等については、被告において、政務活動に係る事務の遂行に全て使用されていること又は政務活動に係る事務の遂行に2分の1を超えて使用された部分を主張する場合にはその按分割合を立証したものとは認められない。

したがって、会派控室パソコンに係る支出の合計額の2分の1を超えて政務活動費から支出した部分（平成25年デスクトップパソコン等1セット〔77万8050円〕につき38万9025円、本件タブレット1台〔5万8800円〕につき2万9400円、平成28年デスクトップパソコン等〔38万0970円〕につき19万0485円の合計60万8910円）については、違法であると認めるのが相当である。

ウ これに対し、補助参加人は、会派控室設置のパソコン等は、専ら政務活動にのみ使用しており、按分の必要はないと主張するものの、パソコンの汎用品という性質を超えて、様々な文書の作成、インターネットによる調査、メールの受送信等が専ら政務活動のみに限られることを認めるに足りる的確な証拠がなく、補助参加人の主張は、採用することができない。

(3) 遅延損害金について

原告は、平成24年度の政務活動費については平成25年6月14日まで、平成25年度の政務活動費については平成26年6月3日まで、平成27年度の政務活動費については平成28年4月28日までに、それぞれ宮城県議会議長に対して収支報告書を提出し、各同日までに違法な支出に係る政務活

動費を返還する義務を負っていたことから、同日から遅延損害金が発生すると主張する。

しかしながら、本件条例において、収支報告書の提出期限を定める規定はあるものの（本件条例13条1項）、当該規定が、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から適正に支出した政務活動費の総額を控除した残余の額について、その返還期限を定めたものと解することはできず、その他に返還期限を定めた規定を認めることはできない（本件条例16条参照）。

したがって、原告は、被告に対し、上記各日を起算点とする遅延損害金の支払を請求するよう求めることはできない。

5 まとめ

その他に原告、被告及び補助参加人提出に係る準備書面及び証拠を改めて十分考慮しても、上記判断を左右するに至らない。原告の主張は、少なくとも本件支出のうち2分の1を超えた部分については、IT機器の活用が進展している時代にあつて政務活動におけるパソコン等の必要性又は有用性を正解しないものに帰し、いずれも採用することができない。

以上によれば、原告の請求のうち、60万8910円の返還を請求するよう求める部分は理由がある。

第4 結論

よって、原告の請求は、主文の限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

仙台地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官

中島基至

中 島 基 至

川越裕季子 

裁判官

川 越 裕 季 子

裁判官杉森洋平は、転補により署名押印することができない。

中島基至 

裁判長裁判官

中 島 基 至

別紙1

当事者目録

仙台市青葉区中央4丁目3-28朝市ビル4階

原告	仙台市民オンブズマン
同代表者	原田憲一
同訴訟代理人弁護士	小野寺信雄
同	石上橋輝
同	高橋葉展
同	千山田澤忠陽
同	松岡藤和拓
同	吉齋野浦智じゆ
同	坂三十渡河部雄
同	野呂田圭憲
同	原宇部葉晃
同	宇千宮大裕
同	宮吉畠英
同	今山泉大裕
同	泉
同	憲一
同	雄浩
同	行明
同	弘生
同	憲ん
同	弘介
同	圭憲
同	介平
同	洋輔
同	太光

同 同 前 田 大 輔
同 同 下 大 澤 優

仙台市青葉区本町3丁目8番1号

被 告 宮 城 県 知 事
同 訴訟代理人弁護士 村 井 嘉 浩
同 同 坂 英 明
同 同 田 知 彦
同 同 野 元 之
同 指定代理人 安 野 西 文 衛
同 同 老 雅 人
同 同 野 研 一
同 同 菅 雅 人
同 同 高 橋 人
同 同 鹿 野 和 徳

仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県議会内

補 助 参 加 人 自 由 民 主 党 ・ 県 民 会 議
同 代 表 者 石 川 光 次 郎
同 訴訟代理人弁護士 小 向 俊 和

以上

別紙2

関係法令の定め

第1 地方自治法

100条

14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16項 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

第2 宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例

1条（趣旨）

この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、宮城県議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため、宮城県議会（以下「議会」という。）における会派（以下「会派」という。）又は会派に所属しない議員（以下「無会派議員」という。）に対する政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

2条（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

1項 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要

請陳情，住民相談，各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し，県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2項 政務活動費は，別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるとする。

16条（政務活動費の返還）

3項 会派又は無会派議員は，その年度において交付を受けた政務活動費の総額から，当該会派又は無会派議員がその年度において行った政務活動費による支出（第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った適正な支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合，当該残余の額に相当する額を返還しなければならない。

別表（第2条関係）

経 費	内 容
調査研究費	会派又は議員が行う県の事務，地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 会派又は議員が行う研修会，講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。），講演会等への議員及び会派又は議員の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	会派又は議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派又は議員が行う要請陳情活動，住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 会派又は議員が行う各種会議，住民相談会等に要する経費

	2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費
資料作成費	会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派又は議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	会派又は議員が行う政務活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派又は議員が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費

以上

別紙3 パソコン等の設置状況一覧表

職員名	④議会議事ノートPC (※議事録作成用)		⑤全派購入のPC等の設置状況		⑥議員個人が政務活動費を支出して購入等した PCの設置状況		⑦議員個人が私費で購入したPCの設置状況		PC等利用者 事務職員
	⑧H25.9購入のノートPC(16台)	⑨H25.9購入のデスクトップPC(1台)	⑩H25.3購入のタブレット(10台)	⑪H25.2購入のデスクトップPC(34台)	H25.2購入のデスクトップPC(2台)	●(H24.7.3購入、破損)	○事務所(※本、個人パソコンであるが個人私費パソコンであるかは不明である。)	○自宅(※ノートPCの代替)	
中沢幸男	○自宅		●(返還)						2
相澤光敏	○事務所		○事務所						1
藤倉知裕	○事務所		○事務所						1
仁田和康	○事務所		○事務所						1
皇山和純	○事務所		○事務所						0
安藤泰敏	○事務所		○事務所						1
安部孝	○事務所		○事務所						1
長谷川孝一	○事務所		○事務所						1
中山耕一	○事務所		○事務所						1
本木忠一	○事務所		○事務所						2(1)
佐藤光樹	○事務所		○事務所						1
石川光太郎	○事務所		○事務所						0
佐々木智彦	○事務所		○事務所						0
只野九十九	○事務所		○事務所						1
菊池直一	○事務所		○事務所						1
高橋伸二	○事務所		○事務所						1
細川雄一	○事務所		○事務所						0
村上智行	○事務所		○事務所						1
佐々木幸士	○事務所		○事務所						0
長谷川教	○事務所		○事務所						0
守屋守武	○事務所		○事務所						0
佐々木賢司	○事務所		○事務所						1
榎山隆光	○事務所		○事務所						1
渡辺謙幸	○事務所		○事務所						3
遠藤孝人	○事務所		○事務所						2
森谷真祐	○事務所		○事務所						0
庄田圭佑	○事務所		○事務所						1
中島源陽	○事務所		○事務所						1
渡辺和彦	○事務所		○事務所						0
齋藤正彦	○事務所		○事務所						0
高橋宗也	○事務所		○事務所						3
会派控室にお いて使用	○カラープリンターと併せて会 派全体の政務活動に使用	○カラープリンターと併せて 1台はSNS等に利用	○ 会派役員室で役員4名が使用	○ 1台は村上天仁議員(新田)に貸与 1台は村上天仁議員(新田)に貸与	○ 委員事務職員2名が使用				
会派預かり分									
今野隆吉	●(破損)		●(返還)						
千葉達	●(破損)		●(返還)						
中村功	●(破損)		●(返還)						
小野隆	●(破損)		●(返還)						
皆川寛太郎	●(破損)		●(返還)						
佐々木征治	●(破損)		●(返還)						
池田嘉彦	●(破損)		●(返還)						
川崎啓美	●(破損)		●(返還)						
外崎治子	●(破損)		●(返還)						
寺澤正志	●(破損)		●(返還)						
須藤義 ※H25.5辞職	●(破損)		●(返還)						
石川利一 ※H25.6辞職	●(破損)		●(返還)						

○:パソコン等が現在所在することを示す。
●:パソコン等が返還に設置されていたことを示す。

原告	補助参加人	原告	補助参加人	原告	補助参加人	原告	補助参加人
100%	50%	100%	1台 15台	100%	0%	50%	0%

これは正本である。

令和元年5月29日

仙台地方裁判所第2民事部

裁判所書記官

山野辺 理 恵

